

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5020A	5020001			z05001	警察庁、	道路交通法第4条及び第35条	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	e		指示標識については、都道府県公安委員会が設置しているところである。		川村修二	1	A	道路標識の一元化	道路管理者の指示標識を公安委員会の規制標識とみなす	多車線道路の交差点手前における矢印の進行方向標識について、道路管理者が設置した指示標識でも、公安委員会が進行方向別通行区分の指定(告示)をすることで、公安委員会が設置する規制標識と同様の規制効果を持たせることができるものとする。	交差点手前の矢印標識は、規制効力のない指示標識として道路管理者が設置する事例が多いようであるが、右左折車線が複数ある場合には、道路交通法34条(右左折の方法)に矛盾するケースが見られる。道路管理者の標識を公安委員会の規制標識とみなすことで、この問題が解決できる。	道路交通法(第34条、第35条)	路面矢印表示の規制効力は、一般ドライバーにはわかりにくく、矢印に従ったら違法行為、という状況も起きている。本来は公安委員会が通行区分の指定の元に標識すべきものであるが、現実には多数を道路管理者が標識している現状から、「みなし規定」による対応が現実的と思われる。
5020A	5020002			z05002	警察庁、	道路交通法第4条及び第35条	都道府県公安委員会は、道路標識又は道路標識を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	d		道路交通法第35条に規定する進行方向別通行区分の交通規制は、道路標識又は道路標識のいずれかを設置し、及び管理することによりこれを行うことができる。		川村修二	2	A	道路標識の省略	進行方向別通行区分標識の省略	多車線道路の交差点手前における通行区分の規制を表わす標識は、路面標識があれば省略できるものとする。	進行方向別通行区分を表わす標識は、道路中空に張り出して設置するため設備が大掛かりになり、予算措置及び設置協議等により設置が間に合わず、その結果規制告示が置れる等の支障をきたしており、路面標識のみでの告示が可能とすることで、迅速な対応ができ、これらの問題が解決できる。	道路交通法(第35条)	標識設置が理想であるが、路面への予告標識や案内標識で、標識の代替は可能と思われる。「要望」の、「道路標識の一元化」と一体的実施で効果を発揮。若手標識のように、既に標識を省略している通行区分の告示をしている公安委員会もあり、対応の統一も必要。
5020A	5020003			z05003	警察庁、	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第11条	道路標識等により、最高速度が指定されていない場合、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあっては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあっては30キロメートル毎時とされている。	c		御提案にあるように、一定範囲内の速度超過を違反としないということは、法定速度を引き上げることと同じであるが、平成17年中の交通事故の発生状況から、自動車等の危険認知速度が60キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が10.7%と、60キロメートル毎時以下の死亡事故率である0.5%を大きく上回る結果が出ており、法定速度を引き上げるとは交通の安全の観点から認められない。 なお、個別の道路の規制速度に関する御要望については、それぞれの道路を管轄する都道府県警察に相談されたい。		川村修二	3	A	最高速度規定の見直し	最高速度規定について、一定範囲内の速度超過は違法とならないようにする	法定速度及び規制速度において、一定範囲内の速度超過は、最高速度違反としない、とするよう法改正を行う。(例えば、一般道路10km/h、自動車専用道路15km/h等)	道路交通法の最高速度規定は、これを少しでも上回ることを認めておらず、厳密に守ろうとする。道路状況等によっては、極めて円滑さを欠き、交通の流れを妨げる状況になることがある。一定の範囲内の運転者の数による速度超過は違法としない、とすることで、むしろ交通の安全、円滑が図れるものと考えられる。	道路交通法(第22条)	「1km/hでも超えると違法」とする現行法を厳密に守ることは非常に困難な状況で、「合法的に安全、円滑に走りたい」というのが要望の主旨であり、最高速度の緩和を求めるものではない。「速度超過の容認」とならないよう、一定範囲を超える速度超過の罰則強化等の措置も必要と考える。
5020A	5020004			z05004	警察庁、	道路交通法第17条第2項	車両は、道路から路外の施設等に入ろうとする場合は、歩道と車道の境界線の手前の車道上で、路外の施設等から車道に入ろうとする場合は、路外の施設等と歩道の境界線の外側でそれぞれ一時停止しなければならない。	c		自動車及び原動機付自転車の運転者が第一当事者となった法令違反交通事故のうち、一時停止によるものは、平成17年中に42,596件発生し、交通事故発生件数全体の4.6%を占めているところ。一時停止義務の緩和については道路交通の安全の観点から認められない。		川村修二	4	A	歩道前での一時停止規定の見直し	歩行者等がないことが明らかな場合の一時停止は不要とする	道路交通法第17条2項における、歩道進入時の車両の一時停止規定について、「歩行者等がないことが明らかな場合を除き徐行もしくは一時停止をしなければならない。」というように条文に改める。	この規定の主旨がほとんど浸透していないと思われる状況もあり、特に右折横断による歩道への進入の場合等、明らかに歩行者等への支障がない場合での一時停止は、かえって他車との衝突の可能性もあり、歩行者等がないことが明らかな場合にまで一時停止義務を課す必要はないと考える。	道路交通法(第17条)	現実問題としてほとんど守る人が見られない状況の中での一時停止は、他車から見れば想定外の動きとなり、かえって危険な状況を作り出すこともなる。「横断歩道等における歩行者等の優先」(道路交通法第38条)と同様の規定とすることで、安全性も確保できるものと思われる。
5020A	5020005			z05005	警察庁、	道路交通法第17条、第44条、第47条	車両の歩道上への駐車については、道路の左側端に沿わない、駐車の方法違反として取締りを実施しているところである。	e		道路交通法第47条第2項で、車両は、駐車するときは道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならないとされている。この道路は車道を意味しており(同法第17条第4項)、そもそも車両は歩道に駐車できないこととなっているため、御指摘のように道路交通法44条に記載することは妥当ではない。		川村修二	5	A	歩道上駐車禁止の明文化と罰則強化	車両の歩道上へ駐車禁止の明文化と罰則強化	歩道上を、明確に「駐車禁止場所」とし、道路交通法44条の「停車及び駐車を禁止する場所」に「歩道上」を明記する。	歩道上の駐車について、現状は判例を基にした、道路の左側端に沿わない、「駐車の方法違反」を取締まり根拠としているようであるが、歩行者保護の観点からも極めて悪質な、事例も多い行為に関する法的根拠としては希薄であり、さらに厳しい駐車禁止として取締られるよう、明文化が必要と考える。	道路交通法(第44条、第47条)	本来車両が走行してはいけない場所を駐車禁止とすることに對する議論もあろうが、頻繁に見かける行為であり、根拠を明確にする必要はあると考える。また、道交法47条2項で、「車道の左側端、ではない」の左側端、としているのも紛らわしい表現である。特に、点字ブロック上や歩道にまたがる駐車等、具体的な行為を対象とした罰則規定も検討していただきたい。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5022A	5022001			205006	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等の一部の場合を除き第三者に譲渡・継承することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであり、既に譲渡対象者の範囲を信託会社や特定目的会社まで、譲渡債権の範囲をすべての債権にまで拡大している。		社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達が阻害している。		
5024A	5024011		G02	205007	警察庁、法務省、厚生労働省			c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		社団法人 日本自動車工業会	11	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間：技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていけば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間：派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりと技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。 ・「技能実習」の対象職種拡大 ・自動車産業の海外進出による現地生産が拡大し、現地従業員が技能実習生を多数受け入れている中、自動車製造関連の対象職種が少ないことにより、本来目指すべき必要な技能実習が出来ない状況にある。自動車製造関連の職種の拡大を要望する。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成。「技能実習」の対象職種の限定、研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替勤務対応の不可) 1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人が我が国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2項の基準を定める法令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成28年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組み	・新規要望 ・当会重点要望項目
5029A	5029001			205008	警察庁	道路交通法第128条 道路交通法施行令第52条 道路交通法施行規則第43条 会計法第7条第1項 日本銀行法第35条第1項等	反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		反則金は国庫金であり、その収納に係る事務は、会計法等の会計法令に基づいて行われており、反則金についてクレジットカードによる納付を認めるか否かについては、会計法等を所管する財務省等との関係もあり、当庁が代表して回答できる立場にはない。 反則金を納付するか否かは、反則者の任意に委ねられており、反則金を納付しない者は、公訴を提起され又は家庭裁判所の審判に付されることとなるものであり、そもそも「反則金の回収業務」は制度上存在せず、したがって、「反則金の回収業務」に警察官が当たることではなく、警察力の合理化とは無関係である。		クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社 別紙社名一覧ご参照)	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国内に納付(第三者納付)	交通反則金のクレジットカード決済を導入している海外諸国の中で、米国ボストン市ではインターネット・電話受付による交通反則金のクレジットカード決済を導入後、回収率が65%から85%へ向上した実績が判明している。(ビザインターナショナル調査) これは反則金支払の利便性を向上した結果と思われるが、回収率の向上は警察事務の合理化に直結し、従来回収事務に当たっていた警察力を犯罪者の取り締まり強化に充てられるものと考えられる。 よって本提案は道路交通法に違反した者の便益のための提案ではなく、警察の反則金回収事務合理化のためのものとして認識頂きたい。 一方反則金は会計法に基づいている為、回答する立場にないことであるが、この度自治法が改正され、地方自治体においてクレジットカード取扱いが可能となった。財務省からも、まずは各府省(警察庁)が諸問題を検討され、仮にこれが整理されるのであれば当省としても改めて検討するとの回答を得ている。 よって、所轄官庁である警察庁にて、インターネットによるクレジットカード決済導入による反則金回収業務の効率化について、先ずは当連絡会と共同で研究することをご検討頂きたい。	道路交通法	反則金のクレジットカード決済については、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われ、交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。 インターネットでのクレジットカード決済における本人認証につきましても、現在は3Dセキュア等認証スキームが確立し、既に普及段階に入っています。 尚、インターネットでのクレジットカード決済を実現するためには、反則者データの即時反映システムの構築が不可欠と考えます。
5031A	5031001			205009	警察庁	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第27条第1項	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km/hである。	c		大型貨物自動車に係る交通死亡事故の発生実態は、 速度超過を原因とする割合が高いこと 危険認知速度の大半が80km/h以上であること 死亡事故率が普通乗用車等に比べて高いこと など、従前と比較して傾向は何ら変わらない。 また、本年上半期の高速自動車国道等における大型貨物自動車第一当事者となっている死亡事故の発生件数は、前年と比べ50%増加しており、依然高水準で推移している状況から、現在、大型貨物自動車の法定最高速度を80km/hとしていたことを変更することはできない。		(社)全日本トラック協会	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項	
5031A	5031002			205010	警察庁、国土交通省	道路交通法第4条	道路交通法第4条において、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して、車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができることとされており、また、当該交通規制は、対象を限定して行うことができることとされている。	d		特定の自動車の種類に係る通行禁止や車両通行区分等に関する規制は、危険の防止や当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害防止等を目的として行われているものである。 したがって、これまで実施してきた交通規制は、今回の道路交通法の改正による運転免許制度の変更を直接の契機として変更されるものではないが、都道府県公安委員会が、上記の目的を達成するため、個々具体的な道路状況等に応じて交通規制を実施するものであり、現行制度においても、御提案のあった車両総重量11トン以上の車両を対象とする交通規制を個々具体的な道路状況等に応じて実施することは可能である。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		(社)全日本トラック協会	2	A	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設された。したがって、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。	国土交通省 道路運送車両法第1条、同法施行規則第11条 - 第1号様式、道路運送車両の保安基準第8条 - 第18条の2、第41条、第44条、第48条の2、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条、第9条、道路整備特別措置法第2条の4、警察庁・国土交通省 道路標識、区画	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5041A	5041030			205011	警察庁、	道路交通法第4条第1項又は第2項、第45条第1項	(1) 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して駐車禁止規制等の交通規制を行うことができることとされている。 (2) 道路交通法第45条第1項の規定による駐車許可の手続等については、都道府県公安委員会が定めており、これに基づき警察署長が事務手続を行っている。	d	(1) 要望 について 都道府県公安委員会において、貨物自動車を除外することが可能な場合には、補助標識により貨物自動車を駐車禁止規制から除外しているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。 (2) 要望 について 駐車禁止規制の対象となる車両については、個別の状況に応じ、都道府県公安委員会が定めるところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。 (3) 要望 について 警察庁として、各都道府県における手続が極端に異なったものとならず、また、申請者の利便にも配慮したものとされるよう指導に努めているところである。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	30	A	違法駐車対策に関する要望	トラック業界では、各自治体、荷主団体等に集荷配送用トラックの駐車場確保と施設整備の促進、荷捌き作業への協力を要請している。また、各事業者は、民間駐車場の利用、2人乗務、駐車許可の取得等に積極的に取り組んでいる。しかし、いずれの措置も限界があり、コスト的にも大変厳しい状況に遭遇しているため、違法駐車対策における改善を要望したい。	集中の営業貨物自動車については、駐車禁止規制から除外する。例えば、「スムーズ東京21」で設定されている荷捌き施設における規制では、「貨物の積み下ろしを除く」を「貨物集配中の貨物車を除く」へ変更する。なお、許可制の運用では、許可申請手続きの標準化、統一化、迅速化を図る。	国民の生活にとって重要な物流を担う営業用貨物自動車は、規制除外措置を受けることにより、物流の円滑化を確保できる。また、従って行なうことによる事故の発生を防ぎ、運送事業者のコスト負担を軽減することができれば、物流コストを抑えることが可能となり、わが国産業活動の活性化と生産性向上に寄与することができる。	道路運送法		
5041A	5041047			205012	警察庁、法務省、厚生労働省、			c	平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、在留資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や在留資格を悪用して入国させた外国人を人身売買等により不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が		日本ニュービジネス協議会連合会	47	A	海外からのスパ・セラピストの受け入れ種の拡大	出入国管理及び難民認定法において、外国人労働者の受け入れを許可しているが、現在のところ、スパ(温浴+各種施術による心身の美容健康増進)のセラピスト(その施術者・サービス提供技能者)の受け入れの要件が明確化されていない。このため、国内において、海外の優れたスパ・セラピストによるサービスを提供を受けることが容易でなく、また、関連産業の発展の阻害要因にもなりかねない。	出入国管理及び難民認定法においては、外国人労働者の受け入れに際して、一定の技能を有する者については、例えば、料理人、建築士、ぶどう酒醸造など、特定の分野においては受け入れ要件が明確に位置付けられている。スパ・セラピストについても同様の要件を設定していただきたい。	国民にとって、海外の優れたスパサービスの提供を受けることが可能になり、心身のリフレッシュや健康な生活の向上が期待される。また、国内において、関連するサービス産業の発展が期待される。	出入国管理及び難民認定法第5条及び7条		
5041A	5041061			205013	警察庁、	古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項	古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされている。(古物営業法第3条第1項)	c	古物営業は、古物の売買等を行う営業形態から盗品等を取り扱う蓋然性が極めて高いものである。そのため、届出制のように何人でも自由に営業できる制度となった場合には、盗品等と知りながらこれを買受けるような不適格者が現れるなど、財産犯の防止等に重大な支障を生じることとなる。したがって、特定の条件を満たす者に限り古物営業を認め、その他の者については古物営業を認めないとする許可制をとることが必要である。 古物商等の遵守事項(古物営業法第3条)として規定されている標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する都道府県公安委員会だけでは古物商等に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県公安委員会制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会に許可申請を行えば、それ以外の公安委員会に対する許可申請を不要とすることは困難である。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	61	A	古物商許可申請の緩和	「届出制」にし、一度「届出」をした場合、欠格事由が発生しない限り古物営業を営めるようにしてもらいたい。また、本社の「届出」で国内の営業所で古物営業を営めるようにしてもらいたい。	許可申請作業が煩雑であり、返納のたびに許可申請作業、費用が発生するため。	古物営業法			
5046A	5046001			205014	警察庁、	道路交通法第22条 道路交通法施行令第27条第1項第2号	道路標識等により、最高速度が指定されていない場合、三輪自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、80キロメートル毎時とされている。	c	当庁で把握している、いわゆるトライクに係る交通事故においては、全事故中、3割以上の交通事故で死亡者を出していることから、いわゆるトライクの法定速度引き上げについては、道路交通の安全の観点から認められたい。		個人	1	A	高速自動車国道(以下高速道路)における、三輪自動車の最高速度緩和。	現行 80km/h 要望 100km/h	具体的要望内容と同じ	二輪車の高速道路での最高速度は100km/hだが、二輪車よりも車輪が一輪多く走行安定性のよい三輪自動車の最高速度は80km/hのままである。これはオート三輪時代の名残であると思われるが、現在市販されている三輪自動車(いわゆるトライク)は100km/hの走行が可能で、安全な物が多いとされている。上記の理由により、三輪自動車も二輪車よりも最高速度が低いのは、論理的に矛盾している。	道路交通法施行令第27条第2項		
5051A	5051003			205015	警察庁、	道路交通法第65条、第67条第2項、刑事訴訟法第189条第2項 自動車安全センター法第29条第1項第5号 自動車安全センター法施行規則第10条	交通事故発生時には、道路交通法又は刑事訴訟法の規定に基づき、必要に応じて当事者の飲酒の有無を調査している。 他方、交通事故証明書の記載事項は、自動車安全センター法第29条第1項第5号及び同法施行規則第10条に基づき、事故の発生日時、場所、当事者の住所及び氏名、事故類型その他当該交通事故に関する事実を証するため必要と認められる事項とされており、交通事故当事者の飲酒の有無についての記載はなされていない。	c	警察では、飲酒運転を始めとする悪質性、危険性の高い違反の取締りに行っているところであり、交通事故発生時においても、道路交通法又は刑事訴訟法の規定に基づき、必要に応じて当事者の飲酒の有無を調査している。 交通事故証明書の記載事項は、事故発生日時等の交通事故に関する事実を証するために発行されるものであり、交通事故の原因等を明らかにするためのものではないことから、御提案にある「飲酒の有無」について記載することはできない。 また、個別の事故における飲酒の有無等の事故原因や過失については、最終的には裁判を通じてその事実が証明されるものであり、その手続を経る		(社)日本損害保険協会	3	A	交通事故発生時の飲酒の事実に関する調査の強化等	交通事故発生時の飲酒の事実に関する調査を一層強化するとともに、飲酒の事実の有無については交通事故証明書に記載していただきたい。	交通事故発生時には飲酒の事実に関する調査(呼気検査)を義務付ける。 また、運転者の飲酒の有無につき交通事故証明書の記載されることにより、保険会社に対して同証明書により当該事実を確認する。	飲酒運転による重大事故が社会問題化している中で、交通事故について「飲酒の事実」に関する調査を義務付けることで飲酒運転への牽制効果が期待できる。 また交通事故証明書の中の当事者に関する「事故時の状態」の欄に、「飲酒の事実」があった場合にはその旨を記載することにより、保険会社として「飲酒の事実」の有無について正確に把握し、不正請求に対してより一層厳正に対応できるようになる。 なお、飲酒運転と事故との因果関係や過失性については裁判を通じて証明されるものであるが、酒気帯び運転であるかは運転時の呼気中におけるアルコールの身体保有濃度という客観的事実により判定されるもので	道路交通法第65条 同法第67条第2項 自動車安全センター法第29条第1項第5号 同法施行規則第10条		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要項別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5051A	5051016	2		205016	警察庁、財務省、	古物営業法(昭和24年法律第109号)第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあせせん業者は、出品された古物に對して、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあせせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあせせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。 よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。		(社)日本損害保険協会	16	A	自動車盗難対策の強化	インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される	自動車盗難の現状を概観すると、2005年(同年)の自動車盗難件数は前年比20.4%減の46,728件となり、6年ぶりに50,000件を下回った。この減少傾向は2006年も続いているものの、銀行強盗などの二次犯罪に盗難自動車を利用されるなど、自動車盗難は依然として重大な社会問題であると考えられている。 また、昨今の検挙事案から組織化された窃盗団が数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不正な利益を上げている実態が報告されている。今後、自動車盗難対策の手を緩めれば、再び、盗難件数が反転するなど、現状においても課題はできないものと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上らいて盗まれたカーナビゲーションシステム、カーズレオの流通を阻止する取組みは、盗品を資金化するルートを遮断することとなり、有効な自動車盗難対策であると考えている。 2. インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須であると考えている。	古物営業法第21条の3(甲告)	
5054A	5054050			205017	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)・旅館業法施行規則第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通告)・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日)	旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。 ・氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の呈示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿と共に保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指項については、「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものである。 要望内容にある、旅行会社等から入手する国籍、旅券番号等を記載した団体旅行者名簿による確認による代替については、旅行会社等から入手する名簿の内容が正確であるという保証は必ずしもなく、これをもって外国人団体ツアーの場合において旅券の写しの保存の省略を認めることは、テロに対する国民の安全等を確保するという当該措		(社)日本経済団体連合会	50	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。	旅館・ホテルが旅行会社等から国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿を予め入手できる外国人団体旅行者に関しては、同名簿と提示を求めた旅券を照合することで宿泊者名簿に記載する氏名および旅券番号等の正確性を確保できる。少なくとも他の方法によって正確性を確保できる場合は、旅館・ホテルの現場における混乱の発生をできる限り回避するよう、旅券写しの取得・保存の省略を認めるべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(平成16年8月14日)では、「テロに対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いから、これを廃止することは困難である」とされており、本要望は、当該措置の廃止ではなく、運用の改善を求めているものである。この点に留意した回答を求めたい。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通告により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。		
5054A	5054067	2		205018	警察庁、財務省、	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあせせん業者は、出品された古物に對して、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあせせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあせせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。 よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。		(社)日本経済団体連合会	67	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	別添資料 参照	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあせせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	
5054A	5054068			205019	警察庁、	自動車法の第4条の2	自動車の保有者は道路運送車両法第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)、又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。))を受け、必要な自動車保管場所証明書の交付の申請に当たっては、自動車保管場所証明申請書に、当該申請に係る使用の本拠並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図等を添付しなければならないこととされている。	c		自動車保管場所証明の申請手続において、所在地の地図の添付を必要とするのは、使用の本拠の位置並びに申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を把握するためである。自動車保管場所の証明書は、申請に基づき現地調査を実施した上で、警察署長が申請どおり適正に保管場所が確保されていることを証するものである。所在地の地図を省略した場合、申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物が把握できず、現地調査が実施できないおそれがあることから、これを省略することは困難である。 なお、平成12年3月、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正し、申請者が自動車を買替える場合等であって、申請に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が旧自動車と同一であるときは、保管場所の所在図の添付を省略することができるように所要の		(社)日本経済団体連合会	68	A	自動車保管証明申請時の添付資料の省略(新規)	自動車保管証明の申請手続において、所在地の地図の添付を省略するよう措置すべきである。	所在地確認については、その他の添付資料に使用者住所の記載があり、所轄警察における地図で容易に確認できる。すでに2000年より車の買換えは不要な土地が従前と同一の際には、所在図の添付は不要とされている。 また、自動車の登録においては、2005年12月26日からワンストップサービスが稼働し、所在地の地図をスキニングするにあたっては、スキャナーの解析度も高度なものが要求され、本人申請の場合のコスト増加は否めない。 「骨太方針2006」における電子政府関係のオンライン利用促進手続関係でも、「添付書類の原則省略」が決定されていることから、ユーザーの利便性向上、経費削減の観点から添付を省略すべきである。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条		
5054A	5054072			205020	警察庁、法務省、厚生労働省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐり情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、介護福祉士の資格を取得する目的のみをもって在留資格を認めるとした場合、当該制度を悪用して不法滞在や不法就労が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐり情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、介護福祉士の資格を取得する目的のみをもって在留資格を認めるとした場合、当該制度を悪用して不法滞在や不法就労が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	72	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	介護業務に関する専門性を有する介護福祉士については、全国の介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を受け入れるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とするべきである。 (*) 将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。 (*)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令・社会福祉士及び介護福祉士法・介護保険法	2006年9月9日に日EU EPAが締結され、一定の要件を満たすフィリピン人介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限4年)とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する特例も設けられることとなった。しかし、与えられる在留資格が「特定活動」と暫定的な対応となっているほか、他の外国人については、例えば介護福祉士の国家資格等も取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。こうした中、日米FTA・外国人労働者等特別委員会においては、FTA/EPA交渉の経緯も踏まえ、外国人介護福祉士が、我が国の国家資格を取得した場合には、期間更新が可能な「我が国で就労できる在		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5058A	5058009			205021	警察庁、国土交通省、	道路法第47条の2第1項、道路交通法第59条第2項	道路法第47条の2第1項は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認めるときは、車両制限令による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令に規定する限度を超える車両の通行を許可することができる。また、地方運輸局長は、車両の構造により若しくはその使用形態が特殊であることにより保安上支障がないと認定したときは、当該車両について、道路運送車両の保安基準を緩和することができる。また、自動車の牽引制限について道路交通法第59条第2項で「牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超えない」と規定しており、同項ただし書で「公安委員会が当該車両について、道路を指定し、	d		御提案のような20ftコンテナの多重連結輸送が、車両制限令や道路運送車両の保安基準の規定を超えるものである場合、道路管理者や地方運輸局長に個別にその使用の申請を行い、許可等を得る必要がある。また、御提案のような20ftコンテナの多重連結輸送に際し、その全長が25メートルを超えたとしても、公安委員会の許可を得られれば、公道を通行することが可能である。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		石油化学工業協会	9	A	20ftコンテナのトラクターの多重連結輸送	現在は、1トラクターに1コンテナ輸送は許可されているが、2つ以上のコンテナ連結については規定がない。CO2削減及び物流効率化のため、コンテナの多重連結を認めていただきたい	20ftコンテナを1トラクターに2連結で輸送を行うことにより、CO2削減及び物流効率化を図る。	物流面での国際競争力の向上及び道路混雑緩和及びCO2削減のために効率化を図りたい。	道交法	
5058A	5058010			205022	警察庁、国土交通省、	道路交通法第57条第1項、道路交通法施行令第22条第3号ハ	道路交通法第57条第1項において、車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、積載をして車両を運転してはならないと規定されており、道路交通法施行令第22条第3号ハにおいて、積載物の高さは3.8メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては、3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内で公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされている。	d		道路又は交通の状況により車高4.1メートルの自動車が行き止まり支障がないと判断して定める道路(以下「指定道路」という。)の指定については、都道府県警察及び各道路管理者の現況調査や相互調整の実施後、当庁と国土交通省の最終調整を経て、都道府県警察において都道府県公安委員会規則を改正し、これを定めているところである。 なお、指定道路については、毎年度拡大しているところであり、本年度も約800箇所を指定しているところである。具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		石油化学工業協会	10	A	車高規制の緩和	車高4.1mの車両通行が許可されている指定道路の範囲が限定されているため、4.1m車高車両の稼働が限定的となっている。指定道路の範囲を拡大することを願いたい。	道交法では指定道路を除く(道路は車高3.8mが規定されているが指定道路(国道路)は4.1mに緩和されている。	指定道路の範囲を拡大することにより、物流効率化についてはCO2削減が達成できる。	道交法	
5058A	5058012			205023	警察庁、	道路交通法第8条、道路交通法施行令第6条、道路交通法施行規則第5条	歩行者又は車両等は、道路標識等により通行を禁止されている道路又はその部分(以下「通行禁止道路」という。)を通行してはならない。 車両は、警察署長が車庫、空地その他の当該車両の通常保管するための場所に入出入するため通行禁止道路を通行しななければならない等やむを得ない理由があると認めるときは、通行禁止道路を通行することができる。 この許可を受けようとする者は、申請書を通行禁止道路を管轄する警察署長に提出しなければならない。	d		通行許可は、警察署長が道路交通法施行令第6条に掲げるやむを得ない理由を把握した上で、必要に応じ、道路状況、沿道環境、交通量等の諸条件を勘案して交通の安全と円滑を図るための条件を付する必要があることから、通行禁止道路を管轄する警察署長に申請することとされているところであり、これを免除することはできないが、通行許可の電子申請については、若手県警察等数県において既に実施中であり、その他の都道府県警察においても、他の許認可等の電子申請化に併せ、順次導入を検討しているところである。		石油化学工業協会	12	A	大型車進入規制の緩和について	大型車両進入禁止規制区域において、その規制区域内に貨物の引取り先または、配達先がある場合には通行許可取得の免除或いは、申請の電子化又は、規制地域管轄の警察署ではなく運送事業者最寄りの警察署でも許可取得可能な規定の改正(警察署間の連携システムの導入等)により、所轄警察署への書類持参による手続きを緩和してほしい。  規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果：許可取得の為に所轄署まで往復する、時間労働力の削減(労働生産性の向上)自動車使用の削減によるCO2及びエネルギー削減	現状では、規制区域を管轄する警察署において「通行許可証」を発行しているため、当該区域内へ貨物を集配する場合は事前に所轄署に出向かなければならない。 短期申請(1日限り)であれば、当該区域進入前に所轄署に立寄れば「通行許可証」が発行されるが、都市部では大型車が申請のために駐車可能な警察署はまず皆無であり、かつ最近では警察署自体が規制区域内にあり、許可取得の為に進入も不可能な場合が非常に増えている。  規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果：許可取得の為に所轄署まで往復する、時間労働力の削減(労働生産性の向上)自動車使用の削減によるCO2及びエネルギー削減	大型車両の通行規制自体は止むを得ないと思われるが、「通行許可証」の発行に関しては、現状では規制区域を所轄する警察署の窓口のみとなっている。規制区域内の目的地が「工場」、「倉庫」等であれば長期許可の取得という手段もあるが、スポット貨物(特に引越荷物等)であればその都度所轄署に、事前に出向かなければならないのが実態である。上記要望の許可取得免除は無理としても、所轄署以外での許可証発行又は、申請の電子化を是非検討されたい。		
5062A	5062001			205024	警察庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。 要望に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	c		知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行いたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。		日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受け入れ拡大 専門的技術分野の人材	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則			
5062A	5062002			205025	内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	c		今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。		日本商工会議所	2	A	外国人労働者の受け入れ拡大 わが国で不足が予想される分野の人材	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則			



様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要項別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5075A	5075001			205031	警察庁、法務省、厚生労働省			c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		テンプスタッフグループ(テンプスタッフ株式会社、テンプロス株式会社、テンプスタッフ・ユニバーサル株式会社)	1	A	研修生の研修受入機関の特例の見直し	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の五号の特例を定める件(六号及び、出入国管理法及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件)の六号の「申請人が我が国の国の資金により主として運営されている事業として行われる研修」として、国の資金で補助する民間が主導となって行う事業を認めてほしい。	国の補助金を受けて行う事業としての研修の中で、その主体となる企業の集合研修は、(日本語研修、異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修等)各企業で受け入れられる研修生に対して行われる共通の研修である。共通の研修では、特に日本語教育及び日本文化研修など専門的知識を必要とし、その分野に特化した研修を実施するため、集合研修形式で、国から直接補助金の交付を受ける企業が実施できるようにする。	国の補助金を受けて行う事業としての研修は、財団等の公益法人が研修を行う場合は、特例で認められている研修という扱いを受けるが、補助金交付先が民間企業の場合、財団等が行っている研修(日本語研修や異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修など)と同様の遂行能力があっても行うことができない。研修実施が可能になれば費用対効果及び研修の効果が高まる。また、財団で行われている研修と比較が可能になり双方の研修レベルが高まる。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の第五号の特例を定める件(六号及び、出入国管理法及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件)の六号	
5075A	5075002			205032	警察庁、法務省、厚生労働省			c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に進めているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		テンプスタッフグループ(ユニバーサル株式会社)	2	A	就労が認められる在留資格である人文知識・国際業務の基準の見直し	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準の緩和と特例の追加	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準の緩和と特例の追加	現在、日本には多くの外国人留学生が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。その理由の一つとして就労査証の取得基準と大学の専攻及び企業の雇用理由にミスマッチが起きている。外国人留学生は日本語にも日本文化にも精通しており、日本人同様の活躍が期待できる。高度人材である留学生を活用することにより日本の経済発展につながる。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	
5079A	5079010			205033	警察庁、法務省、外務省	刑法第1条	現在、我が国は、米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結している。また、相手国の法律に基づき、逃亡犯罪人の引渡しや日本国内において犯した犯罪をその国で処罰すること(国外処罰)ができるときは、その国の政府に対してそれらの措置を求めるなどとして対処している。	b		逃亡犯罪人の不処罰、いわゆる「逃げ得」は許さないとの立場から、米国及び韓国以外の国との間で、引渡しの具体的な必要性、相手国の法制等(民主的な刑事司法制度の整備・運用、自国民の引渡しの可否、条約がないことによる不利益等)の諸般の事情を総合的に勘案しつつ、犯罪人引渡条約の締結を検討していくこととしている。また、同条約を締結する場合には、相手国から犯罪人の引渡しを受けたことが困難である場合には相手国での処罰に向けた規定を含めることを検討することとしている。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	10	A	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外処罰などの制度を確立し、日本政府として厳正な対処を講ずること。	近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態が起きている。現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2か国以外には「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また国によっては犯罪人引渡し条約を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認められていない。また、相手国による国外処罰が行われていない場合もある。このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結や	刑法第1条		
5079A	5079012			205034	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあり、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の観点を含めて検討する必要がある。	b		現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化すべきである。現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。	外国人登録制度は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方は、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならないとする地方自治法第13条の2の考え方に拠るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法							
5079A	5079013			205035	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあり、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の観点を含めて検討する必要がある。	b		在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「水注者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「水注者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠なことである。しかし、国内に合法的に在留しているが、社会保険加入、国税及び地方税の滞納など、義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理課と市区町村及び関係行政機関は、地方	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	1規制の域内「在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認め						